

# 市政トピックス

## 秋の交通安全運動

9月21日(金)～30日(日)

安心安全課 防犯交通係

(☎95)0115)

秋は行楽やスポーツなどで外出する機会が増え、人や車の動きが活発になります。

また、秋の日はつるべ落としと言われるように、日没時刻が日増しに早くなることから、運転者にとつては歩行者・自転車が見えにくくなります。さらに、夕暮れ時は交通量が増えることもあり、高齢者を始めとした交通弱者が交通事故にあう危険性が高まります。

そこで、次の重点項目をかかげ、秋の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

- ・子どもと高齢者を交通事故から守ろう。
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故をなくそう。
- ・すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう。
- ・飲酒運転を根絶しよう。

## 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度を実施します

市民課 市民サービス係

(☎95)01152)

市では10月1日から、「知立市住民票の写し等の交付に係る本人通知

制度」を実施します。この制度は、住民票の写しや戸籍の謄本・抄本などを本人の代理人または第三者に交付した場合、市役所に事前に登録した人に対して、交付した事実を通知するものです。

これにより、住民票の写しなどの不正請求や不正取得の早期発見などが可能になり、個人の権利侵害の未然防止につながることが期待できます。

▼登録できる人 知立市の住民基本台帳または戸籍に記載されている人(過去に記載されていた人)

▼登録期間 登録日から3年間。ただし、継続して再登録できます。

▼対象となる証明書 住民票(除かれた住民票を含む)の写し、戸籍(除籍を含む)の謄本・抄本など

▼通知対象 本人の代理人または第三者からの請求により、登録者の住民票の写しなどを交付したとき(ただし、弁護士・司法書士などの特定事務受任者の紛争処理、国や地方公共団体からの請求などの場合は除く)

## 無料行政相談所の開設

市民課 市民サービス係

(☎95)01152)

総務省では、国や特殊法人などを行っている仕事について、国民の皆

さんから苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を行っています。

この行政相談制度を、皆さんに知っていただき、利用していただくため10月15日(月)～21日(日)まで行政相談週間を実施します。

この週間の行事として、市でも次のとおり「行政相談所」が開設されます。年金、医療保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについて、苦情や意見、要望などがありましたら、お気軽にご相談ください。 ※相談は無料で、秘密を守ります。

### ■無料行政相談所

▼とき 10月17日(水) 午後1時～4時

▼ところ 市役所2階 打合室①

▼行政相談員 野村義弘氏、鈴木徳二氏

○行政相談員は総務大臣から委嘱されている民間ボランティアで、皆さんの身近な相談相手です。

※なお、当日ご都合の悪い人は、左記のとおり定例の相談日があります。すのでお気軽にご相談ください。

■定例相談日(10月から、行政相談の定例相談日を次のとおり変更します)

▼とき 毎月第2・第4水・金曜日 午後1時～4時

▼ところ 「水曜日」市役所2階 市民相談コーナー 「金曜日」福祉の里八ツ田(☎82)8833)

## 「法の日」にちなんだ 無料法律相談会

市民課 市民サービス係

(☎95)01152)

全国一斉司法書士会無料法律相談会 10月1日(法の日)～31日までの1か月間を推進期間として、全国一斉に司法書士会による無料法律相談会を行い、市でも次のとおり開催します。(予約不要)

▼とき 10月4日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時

▼ところ 市役所別棟 第8会議室

▼相談内容 相続・登記・借金の整理など法律に関する事項

## ハローワークからのお知らせ 企業の障害者法定雇用率の引き上げ

ハローワーク刈谷(☎21)50003)

平成25年4月から企業の障害者法定雇用率が2.0%(現在1.8%)に引き上げになります。労働者50人につき、障がい者を1人以上雇用していただくこととなります。詳しくはハローワーク刈谷までお尋ねください。



県心身障害者ロ一春日台職業訓練校  
平成25年度訓練生募集

春日台職業訓練校 募集担当

(☎0568(88)0811)

▼募集科名 機械科、縫製科、木工科、陶磁器科、紙器製造科

▼定員 各科20人

※募集人数は、定員と異なることがあります。

▼期間 1年

▼対象者 義務教育を修了または平成25年3月修了見込みの知的障がいのある人で、自己の身辺処理が可能で、訓練に支障となる著しい問題行動のない人。

▼申込み 入校願書、療育手帳の写し(取得していない場合は判定書の写し)、健康診断書等を住居地を管轄する公共職業安定所に提出してください。

▼受付 9月24日(月)～平成25年3月15日(金)まで

※入校確定者が応募人員に達した時は、募集期間中であっても締め切ります。

▼試験日 11月5日(月)以降 実技試験、面接

▼費用 無料。公共職業安定所から職業訓練の受講指示を受けて入校した場合、訓練期間中、訓練手当が支給されます。

▼その他 訓練生は全員寮生活になります。

※詳細は春日台職業訓練校募集係(担

当三上)へ。

労働問題でお困りの際は  
労働相談をご利用ください

経済課 商工観光係 (☎95)0125)

県では、職場での悩みごと・困りごとなどのあらゆる労働問題に 대응するため、労働相談窓口を開設していますので、お気軽にご相談ください。(費用は無料で、秘密は厳守します。)

【一般相談】西三河県民事務所

▼相談内容 解雇、賃金、退職金、労働時間、就業規則、労働契約、人間関係などのあらゆる労働問題

▼相談方法 来所または電話(☎0564(26)6100)

▼相談時間 午前9時～午後5時30分まで

【巡回相談】毎月第2火曜日、午後1時～4時まで西三河県民事務所職員が福祉の里八ツ田に出向き、相談に応じています。

▼問合せ  
【一般相談】西三河県民事務所産業労働課労政グループ

岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎2階)

☎0564(27)2782

【巡回相談】社会福祉協議会(福祉の里八ツ田内) ☎(82)8833)

パブリックコメント

—皆さんの意見を募集します—

知立市中小企業振興基本条例(案)

中小企業は、地域経済を牽引する大きな力であると共に雇用の確保にも重要な役割を占めており、私たちの暮らしと密接に関わっています。こうした中小企業の成長発展は、豊かな市民生活、継続的な市勢進展には不可欠であることから、中小企業の持つ個性や可能性を十分に発揮できるように常に励まし、応援することが必要です。

市は、こうした考えのもと、中小企業の成長発展を図ることを目指し、「知立市中小企業振興基本条例(案)」を作成しました。

この条例の制定にあたり、市パブリックコメント制度に基づいて、広く意見を募集します。

▼意見募集期間  
9月19日(水)～10月2日(火)

▼計画書の閲覧場所  
経済課(市役所2階)

・行政資料コーナー(市役所3階)

・図書館

・市ホームページ  
▼意見の提出方法  
経済課へ持参

・郵送 〒472-8666 (住所不要)  
知立市役所 経済課

・FAX (83)1141  
・Eメール keizai@city.chiryu.lg.jp  
▼次の内容を明記して提出してください。(様式自由)

①件名 「知立市中小企業振興基本条例(案) に対する意見」

②住所

③氏名  
④勤務先・学校名(市外の人のみ)

⑤連絡先(電話番号)

⑥あなたの意見を記入  
※電話での受付は行いません。

▼意見の取扱い 提出されたご意見と検討結果は、次の場所で公表します。

・経済課(市役所2階)

・行政資料コーナー(市役所3階)

・市ホームページ  
※提出者の住所、氏名などの個人情報  
報は公表しません。また、お寄せ  
いただいたご意見に対し、個別に  
回答はしませんのでご承知くださ  
い。

▼問合せ 経済課 商工観光係 (☎95)0125)

# 市政トピックス

TEL 0566-83-1111(代表)

※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141

E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

## 国民健康保険 一部負担金減免制度

国保医療課 国保年金係

(☎)950123

国民健康保険では、災害や失業などの特別な理由により、著しく生活が困難となり、収入が一定の基準額以下の世帯に対し、医療機関の窓口負担額(一部負担金)の支払いを、申請により一定期間減免する制度があります。

### ▼対象

- ・世帯主が震災、火災等により、死亡または障がいを負ったり、資産に重大な損害を受けたとき
- ・事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき

・前記に類する事由があったとき  
※減免については、世帯全員の収入や資産状況などを書類で申告いただき、調査のうえ決定します。詳しくは国保医療課までお問合せください。

## あいち森と緑づくり都市緑化推進事業 優良な緑化事業への補助金交付

都市計画課 公園緑地係

(☎)950157

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づき、市民や事



業者が行う優良な緑化事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### ▼補助対象の主な内容

【屋上緑化・壁面緑化・空地緑化事業】

- ・面積が概ね100㎡以上
- ・道路から眺望できること、または不特定の人が立ち入って見る事ができる等の要件があります。
- 【生け垣設置事業】
- ・延長50m以上
- ・接道が50%以上で樹木の高さが90cm以上であること等の要件があります。

### ▼補助金の額

補助経費の2分の1以内の額  
※ただし、それぞれの事業に対し、限度額があります。

※この事業は、県の間接補助事業になりますので、審査に相当期間を必要とします。

※この制度を利用される人は工事にかかる前に申請手続きをしてください。工事着手後の申請は受付できません。詳しくは市ホームページまたは都市計画課までお問合せください。

## 私立高等学校等の授業料補助

教育庶務課 教育企画係

(☎)950135

私立高等学校または私立専修学校の高専課程に在籍し、卒業時に高等学校卒業資格が得られる見込みの人

の保護者に対して授業料の補助を行います。

### ▼対象

10月1日現在で、私立高等学校などに在籍し、保護者が市内在住の人(生徒自身が市外に在住の場合も対象)

※対象外 授業料が全額免除されている人、専攻科・別科に在籍している人等

▼補助金額 最大年額1万2千円まで

▼申込み 申請書に必要事項を記入し、学校を通じて提出する場合は学校へ、それ以外の場合は教育庶務課へ提出してください。直接、市に提出する人は在学等証明書(指定様式)の添付が必要な場合があります。

▼受付期間 市教育委員会教育庶務課へ提出する人は10月1日(月)～31日(水)まで。学校を通じて提出する場合は、学校が指定する日まで。

▼その他 制度の詳細や申請様式は市ホームページに掲載しています。

## 緊急奨学金制度について

教育庶務課 教育企画係

(☎)950135

高校に在学中の人で主たる生計者の病気・死亡・失職等の事由で家計収入が激減し、経済的に修学が困難である人を対象に、緊急に資金を支給(月額9千円、返還不要)する緊急奨学金制度があります。

詳しくは教育庶務課へお尋ねいた

だくか市ホームページをご覧ください。審査等で支給できないことがありますのであらかじめご了承ください。

## 平成24年度 第6回危険物取扱者試験

(財)消防試験研究センター  
愛知県支部(☎)052(962)1503

### ■危険物取扱者試験

▼とき 11月25日(日)  
▼ところ 名古屋市内(名城大学天白キャンパス)

▼試験種類 全乙種・丙種

### ▼受付期間

「電子申請」10月12日(金)午前9時～10月21日(日)午後5時まで  
「書面申請」10月15日(月)～24日(水)

▼申込み 電子申請もしくは郵送または持参により(財)消防試験研究センター愛知県支部に提出してください。  
※願書は10月1日(月)から消防各署所でお渡しします。

※予備講習会の申込みは、(社)愛知県危険物安全協会連合会のホームページで内容等を確認して申込みください。





平成25年度採用

# 知立市職員を募集します

## ■職種・採用人数・受験資格等

職種	学歴	採用	受験資格等
事務職 (身体障がい者)	大学 短大 高专 高校	1人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学、短期大学等(注1)、高等専門学校(注2)または高校を卒業した人、または平成25年3月までに卒業見込みの人 ◎身体障害者手帳の交付を受けている人。 ただし、自力で通勤ができ、介護者なしで勤務遂行が可能であり、活字印刷文による出題および口答試験に対応できる人
技術職 (土木)	大学 高专	2人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学または高等専門学校(注2)の土木課程を卒業した人または平成25年3月までに卒業見込みの人

注1 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、①総授業時間数が1,600時間以上②修業年限2年以上は短大扱いとします。  
注2 学校教育法による5年制の高等専門学校に限ります。

市職員採用候補試験を行います。  
▼第一次試験  
(1)とき 10月27日(土)  
(2)試験種目 教養試験(事務職のみ)、専門試験(技術職のみ)、適性検査、事務適性検査、面接試験  
▼職種・採用人数・受験資格等  
左表参照

▼受験手続、受付期間  
①受験申込書 1通 ②自己PR書 1通 ③成績証明書 1通 ④卒業(見込)証明書 1通  
※募集要項・①・②は総務課人事係で交付しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

▼申込み  
10月15日(月)までの午前9時～午後5時15分までに総務課人事係へ本人がお持ちください。(土・日曜日、祝日を除く)  
▼勤務条件等  
(1)給与 平成24年4月1日現在、初任給(地域手当を含む)  
大学卒：19万422円  
短大卒：16万5千820円  
高校卒：15万3千892円  
※要件に応じて各種手当があります。  
(2)勤務時間 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分  
※勤務場所によっては異なる場合があります。  
(3)休日等 土・日曜日、祝日、年末年始  
※勤務場所によっては異なる場合があります。  
(4)休暇 年次有給休暇、特別休暇等の制度があります。  
▼問合せ 総務課 人事係(☎95)0143



## MACHIKI箱

マジックをおして  
魅惑の世界にご案内します

私たち知立マジッククラブは、平成13年に結成され、現在15人の会員で相互楽しみながら活動を続けています。今は月2回(土曜日)福祉の里八ツ田で定例会を開催し、少しでも多くのネタを覚えたり、演技の勉強などを行っています。他にマジック講習会、福祉健康まつり、生涯学習フェスティバルなどにも参加しています。

最近にわかに、福祉施設・高齢者サロン・デイサービス・子ども会・老人クラブ・町内会などから派遣依頼が非常に多くなっています。少しでも市民の皆さんに観て楽しんでいただいたり、感動・感激をさせていただけるよう心がけて活動しています。その結果が、地域の福祉・コミュニティ・高齢者の福祉・こどもの福祉に貢献できれば大変光栄なことだと思っています。



会員同士のコミュニケーションを図り、意欲的な研鑽に日々取り組んでいます。だれでも、どなたでも気軽に覗いてみてください。

▼問合せ 知立マジッククラブ代表 包原(☎81)1789

# 市政トピックス

TEL 0566-83-1111(代表)  
FAX 0566-83-1141  
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

※問合せは知立市役所

## 災害ボランティアコーディネーター養成講座

市ボランティア・市民活動センター  
(福祉の里八ツ田内) ☎(82)33339

災害時、被災地へは多くのボランティアが駆け付けます。善意により駆け付けた皆さんに気持ち良くボランティア活動をしてもらうには、受け入れる側の準備も必要です。

いつか、私たちの地域が大きな災害に見舞われたとき、みんなが一丸となって復興に取り組むため、災害時のボランティア活動と、災害ボランティアコーディネーターについて学びましょう。

▼とき・内容 下表のとおり  
▼ところ 安城市文化センター(安城市桜町17-11)

▼定員 80人(碧海5市合計)

▼受講料 無料

▼申込み・問合せ 9月18日(火)の午前9時から市ボランティア・市民活動センター(福祉の里八ツ田内) ☎(82)33339へ。



日程	講座内容
① 10/27 (土) 10:00~15:00	午前 【講義】ボランティアとは ボランティア活動を行う上での心構えを被災地の現地の様子を交えて学びます。 講師：特定非営利活動法人 レスキューストックヤード 常務理事 浦野愛氏
	午後 【演習】避難所運営ゲーム (HUG) 避難所の運営実態や災害時要援護者への対応方法等を学びます。
② 11/10 (土) 10:00~15:00	午前 【講義】災害ボランティアセンターの運営方法とコーディネーターの役割 災害ボランティアセンターの業務を理解し、運営の基本的な流れと方法を理解します。 講師：刈谷防災ボランティア 代表 山下克昭氏
	午後 【演習】災害ボランティアセンターを立ち上げよう 災害を想定して、実際に災害ボランティアセンターを模擬的に設置します。 講師：刈谷防災ボランティア 代表 山下克昭氏

## 愛知県だより

「洪水警報」「土砂災害警戒警報」に関する「緊急速報メール」を配信します

建設部河川課 ☎052(954)6553  
建設部砂防課 ☎052(954)6560

「緊急速報メール」は、洪水警報・土砂災害警戒情報が発表されると、対象市町村内に居る人の携帯電話に自動的に情報が配信されるサービスで、受信料は無料です。9月から試験的に配信されます。

「緊急速報メール」を受信した時には、災害発生の可能性が高まっていますので、避難に備え、近辺の状況やテレビ、ラジオ、インターネット、市町村からの情報に注意してください。

■境川・逢妻川に関する「洪水警報」の配信対象市町

刈谷市・大府市・知立市・豊明市・東浦町

■「土砂災害警戒情報」の配信対象市町村

豊田市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村

■配信対象携帯電話

NTT docomo、KDDI、SoftBankの対応機種

▼問合せ 「洪水警報」は、建設部河川課 「土砂災害警戒情報」は、建設部砂防課

防災情報に関する「登録型防災情報メール」のサービスが始まります

建設部河川課 ☎052(954)6553

風水害時に雨量や河川水位等の情報をいち早く入手することは、生命や財産を守るために大切なことです。これまで、県では、河川課のホームページで「川の防災情報」として情報提供を行っていましたが、9月1日から事前登録された県民の皆さんの携帯電話に情報を自動送信するサービスをスタートしました。ぜひご登録いただき、風水害時における避難の判断にご活用ください。

### ▼登録方法

①携帯電話から左記の登録用メールアドレスに空メールを送信します。

②空メール送信後、返信されてきた登録案内メールに記載されているホームページにアクセスします。

③手順にしたがって必要な情報を選択し、登録します。

▼登録用メールアドレス  
ml-entry@mailkassen-owari.jp

